

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	平成30年10月2日（火）
担当課	総務部総務課
電話	0791-64-3101

報道機関各位

## 本市職員記章の作製について

このたび、市民等に対し本市職員であることを明らかにすることで市職員としての自覚を促し、コンプライアンスの一層の徹底を図ることを目的に、新たに職員記章を作製しました。

なお、貸与対象者、着用方法等については、下記のとおり取り扱います。

### 記

#### 1 貸与対象者

正規職員 575名（再任用職員を含む。医療職及び病院技能労務職を除く。）

#### 2 着用方法

職員は、職務に従事するときは、常に上衣の左胸部の襟又はこれに相当する部位に記章を着用することとします。ただし、次に掲げる場合は、除きます。

- （1）市が貸与する作業着、トレーナー、ポロシャツ等で職務に従事する場合
- （2）夏季軽装期間等により上衣の着用を必要としない場合

#### 3 紛失等の取扱い

職員は、貸与された記章を慎重に取り扱い、紛失又は毀損した場合は、速やかに総務課に届け出ることとします。新たに記章を貸与するに当たり、故意又は怠慢によるものと判断した場合は、実費徴収する場合があります。

#### 4 その他

その他の取扱いについては、たつの市職員記章規程（平成30年訓令第1号）の規定によります。